

滋賀県社会福祉審議会

第3回条例検討専門分科会

- 1 開催日時 平成30年1月25日(木) 午後13時00分～15時45分
- 2 開催場所 滋賀県庁新館7階大会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略) 10名
石野富志三郎 尾上浩二 垣見節子 金子秀明 北岡賢剛 北野誠一 佐野武和
崎山美智子 竹下育男 渡邊光春
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略) 5名
岡本由美 小野幸弘 重森恵津子 鷺見徳彦 筒井のり子
- 5 事務局
藤本健康医療福祉部長
障害福祉課：丸山課長、橋本参事、縄稚主幹、清水係長、早尻主査
健康福祉政策課：海老根課長補佐
子ども・青少年局：小嶋副参事
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部長あいさつ
 - (2) 検討経過等について
 - (3) 障害者差別解消法補完部分の「条例骨格の構成案」について
 - (4) 生きづらさについて

7 概要

〔司会〕

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会第3回条例検討専門分科会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、健康医療福祉部長から御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部長〕

皆様、本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、それぞれのお立場で、県民生活の向上に御尽力いただいておりますことに、心からお礼申し上げる次第でございます。

さて、これまで7月13日と11月7日昨年2回の条例検討専門分科会を開いて、条例における差別の定義、法の上乗せ・横出し、差別があった場合の解決の仕組み、手話言語のあり方等について活発なご議論をいただきました。ありがとうございました。

また、11月の第2回分科会では「第3回分科会開催までに条例の縦系である法補完部分のワーキングを再度開催し、差別禁止の総論・各論の内容、また、相談体制について更なる検討を行うとともに、条例の横系である生きづらさの範囲のワーキングを開催する」という方向性をお示しいただきました。

詳しくは、後ほど事務局から説明をさせていただきますが、そうした議論を受けまして、第2回分科会以降、法の補完部分についてワーキングを2回、生きづらさについてワーキングを1回開催をし、議論を深めていただいたところでございます。ワーキングのメンバーとしてご出席を賜りました委員の皆様には、長時間にわたり、本当に熱心にご議論いただいたと伺っております。改めて、感謝申し上げます。

本日はそのワーキングにおける議論の概要について、事務局から報告させていただきますとともに、これまでの議論を踏まえた、障害者差別解消法の補完部分について骨格のたたき台を事務局から提示をさせていただき、その内容について委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。

更には、県から諮問をさせていただくに当たって、もう一つの問題意識であります「生きづらさ」についてもその対象範囲や条例の適用について議論を深めていただきたいと考えているところでございます。

大変限られた時間ではございますが、本日も忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

〔司会〕

健康医療福祉部長につきましては、所用がございまして、ここで退席をさせていただきます。

ます。

それでは、分科会をはじめさせていただきます。

はじめに、本日の分科会には、委員15名中10名の御出席をいただいております。委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

なお、本日、御都合により欠席の委員を紹介させていただきます。

<委員紹介>

次に、本日配布している資料の確認をお願いします。

<資料確認>

以上です。揃っておりますでしょうか。不足がございましたら事務局までお申し出願います。

それでは、会議を進めさせていただきます。以後の進行は、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定によりまして会長にお願いすることになります。会長どうぞよろしくお願い致します。

〔会長〕

一言だけご挨拶させていただきます。この前、この条例の意味合いを尋ねられまして、条例を作ることで何か意味があるのかという非常に基本的・本質的な質問を受けました。私がどう答えたかということをお話の方が今回のはじめに当たっての挨拶になるのかなと思います。

私がお答えしたそもそも条例を作ることの意味合いというのは、県自らが現行の障害者差別解消法に不備があると認めているという現実で諮問されたのだろう、については、その不備や欠けた部分について、滋賀県の実情にあわせた形で施策を推進していく根拠となるものとして条例はある。

そういった意味で、1番重要なポイントは、滋賀県自らが法において欠けている部分があり、十分でないと認めているところに意味があるのではないかと。

ただ、その実効性はまさしくこれからみんなが注目していく必要があるだろうし、私が知る限り、把握している範囲では、先行している府県の実効性を見るとなかなか難しいも

のがあり、余計に現実的な対応というものをしっかりと県が自ら考えてもらう必要があるとお答えをさせていただきました。

そういった意味で、本日の議論が熱いものになるようよろしくお願い申しあげまして、はじめの挨拶とさせていただきます。

それでは次第に基づきまして進めさせていただきます。事務局の説明をお願いします。

■検討経過等について

〔障害福祉課〕

(資料1～資料4 説明)

〔会長〕

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきまして、条例骨格構成案につきましての説明をお願いいたします。

■障害者差別解消法補完部分の「条例骨格の構成案」について

〔障害福祉課〕

(資料5～資料8 説明)

〔会長〕

ありがとうございました。骨格ということですので、重要なところかと思えます。また手話言語については後ほど何う時間を作るということですが、その中でおおいに議論いただいてもけっこうでございます。自由にご発言いただければと思います。

今の説明で、報告事項も含めて疑問点や、事務局から説明のあった様々な観点からの意見についてご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

1つだけ教えてほしいことがあります。前文のところ「福祉モデル」という言葉が書いてあって、専門相談員のところで「社会モデル」になっている。この用語の違いについては注釈つけるなり、意味をお願いしたいと思えます。回答はけっこうですけど、皆様何かございましたらよろしくお願いします。

〔委員〕

冒頭から会長のご挨拶を聞いて大変むなしくなっています。回を重ねるたびにむなしくなって、私はいったいここへ何しに来ているのだろうという気がします。よくこれだけ言葉をうまく逆手にとって違う方向に進めていくなと思っています。

社会モデルというのは医療モデルで障害者を見ていたその見方をそれは違いますよと、障害のためにできないのではないですよと、社会を変えていったら障害者もできるのですよ、社会の障壁をなくしたいということで、社会モデルという言葉が出てきました。

そこを忘れて、社会モデルという言葉勝手に使って、生きづらさの人たちを混ぜようという話は全くおかしいと思います。

さっきのアンケートを見せていただいて、障害差別あると思う人と少しあると思う人が46%位だったと思います。ないと思う人が37%位だったと思います。

ないと思う人は差別をされすぎていて気がつかないだけで、その気がつかないことを知らしめるのがこの条例だと思います。障害のある人もない人のその差別に気がついていないから、差別していないとか差別されていないと言っているけれど、電車ひとつ乗るにしても、切符を買うときに「お願いします」、「ありがとうございます」という人がいますか。それを誰も気づいていないじゃないですか。

あの人は車いすに乗っているから頼んで当たり前、お礼を言って当たり前、それがまかり通っているからおかしいと言っていくのがこの条例ではないですか。

そして、障害者差別禁止を自分が差別されていることを自ら声に出して行ってこそ「これが差別だった」と気づいてもらえて、それを合理的配慮やいろんな法律でなくしていつて、その先に見えてくるのが共生社会であり、その共生社会の中にこそ生きづらさを感じる人や高齢の人達やいろんな人達が混ざってくる、いろんな人を網羅してくる、この順番でなければならないし、障害者差別解消法を大切に思っているし、これができていないからこそ条例が必要なのではないのですが。何回同じことを言って、それをまたここで繰り返して、その上で骨子案なんか出されても、ちっとも使えないし、ちっとも嬉しくないし、これだけ忙しい人を集めて何しているのかとむなしくなってしまう。

〔会長〕

ありがとうございます。ちっとも嬉しくないということではもったいない。

〔委員〕

そのことに関連して質問させていただきたいのですが、骨格のたたき台の定義・基本理念のところに、（仮称）支援の必要な者という言葉を用いるということになっているのですが、この支援の必要な者の定義をどのように現時点で考えられているのかということのご説明をいただきたいと思っています。

先ほどの委員のお話だと、この定義について社会モデルをベースにして定義されようとしているのかなと推測しますが、実はすべての差別は社会的障壁によって生じています。

男女の性差別についても基本的には社会がそういう反応をするから生じているのであって、すべての差別は社会モデルで捉えようとするならば捉えられてしまう、とすると社会モデルをキーワードにしたときには対象となる差別はすべての差別となってしまって、概念として広がりすぎてくる。

どうもワーキンググループで議論されていたところで、生きづらさを抱える者の具体的なイメージとして出てきているものが、ひきこもり、認知症、児童養護、LGBTというところが挙がってきているのですが、これらだけを想定しているのであれば、単に社会モデルだけで非常に幅広く支援の必要な者というものを定義してしまうと、ぼけてしまう。

要するに対象がぼやけてしまうということがあるので、基本的に支援の必要な者というのがこの時の議論を受けて、どういうふうに行っているような差別がある中での縛りをかけようとしているのか、そのあたりを中心にご説明いただけるとありがたいと思います。

〔会長〕

今、委員のご質問は「支援の必要な者」についてのご質問だった訳ですが、私が見ていた資料に「支援の必要な者」という用語がなかったので、事務局に確認しますと、「支援の必要な者」というのは資料11に載っていますということでした。

それで、今の事務局の説明は、障害者差別解消法の補完部分に特化したたたき台を作るところになりますよということで、プラスして生きづらさのワーキングの内容を取り込むと

資料 11 の「支援の必要な者」ということのようにあります。

のちほどの議論も含めて、先生の定義は非常に本質的なところで、具体的な対象者が誰なのかということが一定明確にすべきではないかなと思います。

〔委員〕

今まず議論しているのはこの資料 8 ですね。つまり障害者差別解消法の補完部分ということで、資料 8 を見ていたのですが、その上で、まずは、この間の分科会やワーキングの議論を踏まえて資料 8 については障害者差別解消法の足らざる部分を補っていくという意味では、他の自治体の差別禁止条例のある意味でいいとこ取りというか、滋賀県の独自の部分を加えているということで基本的には評価をしています。

その上で、確認の意味も含めて質問をしたいことがあります。資料 5 の 1 ページ、主な意見のうちの最初から四つ目、「教育分野については 3 つの禁止規定があるが」というところで、「自分の能力を高める教育を受けられないことが差別であるという考え方が重要ではないか」というところですが、もちろんそれも大事なのですが、それだけをもって差別としてしまうと権利条約とずれてしまいます。

権利条約第 24 条、教育をご覧ください。インクルーシブな教育制度というのは次のところ目的とするということで、a、b、c とありますが、さきほどの能力を最大限に発揮させるというのは「b」ですね。「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。」ということに關与したご指摘だと思うのですが、それだけではなくて、a の「人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。」、そして「c」、「障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。」、この 3 つがすべて目的となっているので、能力の発達だけを取り上げてというのは、ちょっと違和感があるというよりは、障害者差別解消法やこの条例の一番大元に権利条約があると考えると偏りがあると感じています。

実際に示していただいている文案では、能力だけに特化しているものではないですけれども、この議論に参加していなかったのもので、私の理解をまず申し上げます。

それとその次ですが、資料 8 です、さきほどの骨格のたたき台のところ。繰り返します

が、障害者差別解消法の補完に関してなんですが、基本理念のところ、「交流と学び合いの必要性」がありますが、「交流」というのはある意味で別々の集団があるから「交流」ですよね。例えば同じクラスの隣の子と交流とは言わないですよね。隣の友達と一緒に遊ぶ、一緒に学ぶのであって、そういう意味で、共生社会ということを掲げる条例としたら「交流」というのはそぐわないと思います。

具体的には「交流」を例えば「協働」、あるいは「共生の営み」として、「協働と学び合いの必要性」、あるいは「共生の営みと学び合いの必要性」と書いた方がいいのではないかと。その方がこの条例の目的規定、趣旨の規定に合致しているのではないかと思います。

それと資料8の3ページの上の方、「専門相談員は障害者の人権や社会モデルに理解のある者のうちから、知事が任命する。」ということが書かれていたり、あとには研修のことが書かれていたりします。ここは非常に大切な規定です。つまり、差別解消の相談や支援に当たるというのは単に福祉制度を詳しく知っているということではなくて、どういう素養が必要かという意味で非常に大切な規定をされていると思います。

ただ、具体的にこの社会モデル研修とは何かとか、任命をするに当たって、何をもって人権に理解がある、社会モデルに理解があるという部分は、議論があり得るかなど、だからやめるべきだという意味ではなくて、煮詰めていく、より進めていくという意味で、まずはこういう方向で示していただいたことに対して評価をしたいと思います。

あと、資料11の議論は後だと思いますが、改めてさきほど委員がご指摘されたことに関連することを最後に述べます。

1回目のときに申し上げました。いわゆる障害者差別解消法をベースにした条例に更にどういうふうに対象を広げていくか、私の言い方で言うと縦糸と横糸という、横糸の広げ方のときに、例えば、イギリスの障害者差別禁止法がその後女性差別やいろんなものと一緒になった平等法という形で、つまり総合的差別禁止条例という方向で広げる広げ方もあれば、また別の広げ方もあるということが、資料11なのかと思います。

ただ、別の広げ方の場合、特に法律上どう定義できるのかと、もうひとつ具体的に思うのは、広げた場合にどこがこの条例の担当する部署となるのか、障害福祉課だけが様々な支援が必要な人のすべてに本当に対応できるのか、その実施体制というか、もしあるとすればあわせて障害福祉課だけではなく、いろいろなところも共同でこの条例の担当部署と

することができるのかということが議論になるのかなど。これは後の資料 11 のところで議論した方がいいのかもしれませんが、お話をさせていただきました。

〔会長〕

ありがとうございます。では事務局、今の委員の意見、発言に対する回答、考え方をよろしくお願いします。

〔事務局〕

まず、ご指摘の基本理念「交流と学び合いの必要性」の部分でございますが、委員のご指摘のとおりでございますので、こちらにつきましては表現を委員の意見を踏まえまして修正させていただきたいと思っております。

教育の部分につきましても、骨格たたき台にはそこまで詳しく書いておりませんが、そちらにつきましても条約の 24 条の 3 項目の趣旨が入るような形に修正をさせていただきたいと思っております。

〔障害福祉課長〕

広げ方につきましては、資料 11 の骨格たたき台の支援の必要な者を入れたたたき台の中でひとつの事例として、障害のある人に加えて、仮称でございますが「支援の必要な者」を並べて入れた場合はこのようになるのではないかという書きぶりを行っているところでございます。

そもそもこの条例の検討は、障害者差別解消法を補完するということを出発点としておりまして、ただ、障害の社会モデルということを考えてときに、法律で言う障害者に限定していいのかどうかというところの問題意識もございましたので、そういう経過を踏まえまして資料 11 のようなたたき台をまずはお示しをさせていただいたということでございます。

まずは、対象者が障害者から更に広がるということになりますと、当然、障害福祉課で担当する限界もございますので、それにつきましては、この答申をいただいて、そのあと県で具体的な条文を検討していく中で、この条例の担当する部署、組織というところも同

時並行で検討して結論が出るのではないかと考えております。

〔会長〕

私の解釈だけでいくと、委員のおっしゃった総合的な差別解消法、条例ではないのだろうと思っています。県には様々な条例がありますし、あくまでも諮問にあるように障害者差別解消法の補完的の部分と、足らざる部分を補う部分ですね、それに加えて、昨今の社会情勢の変化によって、障害と同等の生きづらさを抱えたような人達にいかにして対応できるのか、そこまでも範疇、委員のおっしゃる縦糸と横糸ということになるとと思いますが、その意味では生きづらさを抱えた人達と障害者差別解消法の補完部分は対立概念ではないと思っています。

個人的解釈ですが、私はどちらかというところと差別というのは言葉にすると差別ですよ、それを言わなければ偏見ですよ。偏った見方ですよ。その偏った見方というのが生きづらさを抱えた人達には、例えばひきこもりの人達への対応が、ともすれば形に出ない形で様々な悪影響として出てくる。

ところが、その一番形として出ているのが障害のある人ですから、その人たちへの足らざる部分を補う、更に強化することによって、そうした部分も広がりがあると思うし、啓発とか理解とか教育とかですね。そういうものなのだろうというのが私の認識でございます。決して対立概念ではないし、よく相互的に補完性の関係と言いますが、互いが互いを補う、世の中が順番によくなっていく道筋ではないかなと思います。そういうものができればいいと思っています。

いずれにしても一番大事なのはこの解消法の補完部分だろうと思いますので、よろしくお願いします。

〔委員〕

まず、会長に対して聞きたいことがあります。今、議事に入っているということによろしいでしょうか。

今まで事務局の経過の報告がありまして、それに対するの質疑なのか、議事に具体的に入っているのかをお伺いしたいと思います。

〔会長〕

入っています。

〔委員〕

では私が誤解されると困りますが、意見と言いますか、質問も含めましてお聞きをしたい。

経過報告の中で事務局から手話言語のあり方について議論内容の報告がありましたが、私としては非常に違和感がありました。なぜかと言いますと、「けれども、けれども」という言葉が5回繰り返し出されていました。なぜ「けれども、けれども」という言葉を使うのか。事務局に対して私として非常に違和感があるなと思っております。

また、今までのワーキングの中でも2回手話言語のあり方について議論を重ねてきました。その内容を厳しい指摘もありましたし、ごもっともなご意見、私も参考になるようなご意見もありまして、その議論に非常に時間をかけていただきました。

皆さんご存知のとおり、滋賀県のろうあ協会からも滋賀県に対して手話言語条例の私案を作成して、提出をしております。それについてもワーキンググループでお渡しをしております。しかし事務局に対してですね、手話言語条例のロードマップ、今後の道筋が見えないということをずっと繰り返し伝えてきましたが、結果的に今日の資料を見まして、やはり私の不安が的中しました。

資料7の20ページ「議論を踏まえた考え方」として①、②があります。①についてはもっともかと思っておりますが、②は、ぜひこれは変えてほしいと思っております。2つ目の「どのような規定ができるのか検討を行うべきではないか」と書いています。私はそうではないと思っております。「どのような規定・・・」という書き方になっていることが、「条例・・・」にすべきではないか。手話言語条例を作るべきだということまで話が行っていたと思っておりますが、資料に中身が一切書かれていない。何ものなければ議論さえできません。今まで繰り返し言い続けてきたのは「手話言語条例を作る、これが必要だ」と言い続けてきたのに、なぜそれがいまだに検討が必要だとか議論が必要だとか繰り返されているのか、そのようなことになっているか納得ができないという意見です。

〔会長〕

まず違和感を覚えるということは議論をする上で大切なことなので、事務局から説明をお願いします。

〔障害福祉課長〕

1点目のご指摘の「けれども」ということですが、これは説明の中でつなぎの言葉として用いたことについてということによろしいですか。説明した職員に他意はないと思っております。その点について違和感、不快な思いをされたということで、私からお詫びをさせていただきます。申し訳ございません。

それから、手話言語条例についてのロードマップということですが、以前の会議でも申しあげました。まずはこの差別解消を中心とした条例を検討する中で手話言語条例の必要性も見えてくるのではないかとということで、この分科会の中でご議論をいただいているということをごさいます、まだその議論は続いているという理解しておりますので、したがって現時点で手話言語条例を作るという前提に立ったロードマップはお示しをしていないということをごさいます。

手話言語につきましては、ワーキングの中でも様々なご意見がございましたので、議論が続いているということをごさいます、本日のこのたたき台の中身、例えば資料8、4ページに手話の普及であるとか、情報の取得、コミュニケーションに対する支援ということがあります。条例のこの部分でどういうことを書き込むのが適切なのか議論してもらうことで、手話言語条例についても認識が深まるという理解をしています。

〔委員〕

事務局からの説明をお聞きして、私は分かりましたとは言いません。それは別の問題として、今後のスケジュールを見ていると、この専門分科会が終わった後、社会福祉審議会があります。社会福祉審議会に答申をされて、今回の話を出されるということを非常に不安に思っています。

なぜかと言うと、骨格のたたき台に2つの案が出ています。この2つのたたき台だけで、

手話言語条例がないとか、何も書かれていないという、せっかく今まで手話言語条例のことも含めて議論してきたのに、この骨格のたたき台だけを出されてしまうと、今までの議論がすべての反映されないのではないか、すべての議論をし、書き込んだものを出さないと、正しいものにならないと思っています。手話言語条例のたたき台も出していただきたいと思っています。

〔会長〕

手話言語条例のたたき台は、まだ詳細につまっていないと思いますが、委員のおっしゃったご意見は重要でございますので、当然今の委員のご発言も含めたこれまでの議論、手話言語条例に関する意見として、次回の社会福祉審議会に出してもらうよう私からも要請をいたしますし、ご了解をいただきたいと思っております。

また、手話に関することについては、のちほど改めまして時間をとることになっておりますので、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。まずはこの補完部分のたたき台について、ご発言をお願いします。

〔委員〕

基本的には障害者差別をなくすための条例を作るということに尽きると思っています。それが、道具としてというか、条例が生きて使われない、完璧さを追求するがために格調高い文言がちりばめられているけれども、実際使おうと思うと、すごく使いづらいような条例は、困ったな思います。

決定的に差別の問題で難しいと思うのは、教育の問題と社会的入所・入院の問題を差別と規定するのか。これは入所施設に入るという、僕は県立整肢園に小学校2年生の時に入所しましたが、その時の気持ちを思い起こすと、か弱い心がズタズタになるほど。

入所施設に「幸せな場所だ」、「ここは環境がいいね」、「こんな空気がきれいなところずっと暮らせるのはいいよね」と言われて、揚句の果ては「もしも今入らなかったら、ここが定員いっぱいになったら遠くの施設にしか入れないよ」と説得される障害者の気持ちを何とかこの障害者差別解消条例の中に、問題を解決していくような、事象がなくなるような、足がかりになる条例となってほしいと思っております。

だから、生きづらさを抱える人たちという文言にこだわる訳ではないですが、実効性の高いものにしてほしい。今回のこの分科会だけでなく、5年前からずっといい続けてきたのに、文言はすごく薄いと思うし、あれだけ見直しは3年とずっと言っていたにも関わらず、ここには数年と書いているじゃないですか。僕の言うことは聞いていないのかなという思いをしている。

その思いでいうと、委員の思いはすごく強いと思います。この5年間ずっと聴覚障害の方は、いろんな糸賀一雄記念の研究部会にもお越しになっていました。その中で、誰が考えても、手話言語条例を先にでも作るというところまでみんなの話はきていたと思うのに、どこまで来ても、なぜかこれから、手話言語条例の検討スタートだと、この文言の書き方は僕には本当に理解できない。

全体像の仕組みが先あって。我々はそれに付き合わされているという感がしてしまう。ここで論議しても、一緒にして手話言語をこの条例の中で包み込むのはダメとおっしゃって、それをみんな共感したと僕は思うんですけども、それがなかなかしっかり書き込まれていない。

なんで糸賀一雄氏の近江学園での実績をこういうところで表さなければいけないのかというのがすごく違和感を感じます。

僕が共に一緒に働いて、一緒に運動し、活動してきたのは障害当事者とです。そんな偉い人とか立派なリーダーとかと一緒にやったというよりも、本当になかなか自分のことや、障害者の置かれたことを表現できないような仲間と一緒にやってきたのであって、崇高な享受されるべき理想にひっぱられてきたという訳ではないということを付け加えます。

【会長】

ありがとうございます。3点ほどご発言ありました。考え方だけ言ってもらわなければならないのは、3年という提示に対して数年ごとという表現にしてある。その考え方が事務局説明として大事なかなと思いましたので、よろしくをお願いします。

【障害福祉課長】

数年ということをももちろんそのまま条文に書くつもりはありませんで、3年なのか、5

年なのか、2年なのかというところが、まだ今どういった年数がいいというところまで到達しておりませんので、何年かに1回の見直しが必要であるということをまずは数年という表現でさせていただいております。

〔会長〕

要するに見直し規定は置きますよということでもいいですね。そういうことだそうです。見直し規定は置くと、そこが大事なのではないですか。

〔委員〕

なかなか3年後にするとと言ってもスルーしてしまうケースがあるので、きちんと規定するのと、もうひとつは3年後に召集されて、いろいろ見直すのではなく、3年間見直すのですよ。

だから、不十分ながらも、ある程度の条例は早くスタートさせて、それを活用していつ、その3年はかかり、データというか、こういうことがうまくいかなかった、ああいうことがうまくいかなかったということを積み重ねて、3年というプロセスと同時に、時限を切らないと、なかなか検討、できましたといっても、すぐ4年になってしまうというケースがあります。そこを危惧しています。

〔会長〕

わかりました。いずれにしても見直し規定の中でそういった整理は必要だと思いますので。それは見直し規定が置かれることによって担保される側面もあると思いますので、よろしくをお願いします。

ここから何かございますか。

〔委員〕

さきほど、委員に言っていただきました「見直し規定」は資料をもらいましたときに、「あれっ」と思っていましたので、今、規定は必ず入れるということで私も納得しました。

もうひとつ「生きづらさ」の範囲の部分につきましては、障害のある方と言ったら、身

体さんもそうですけれども、目に見えますよね。

私どものような知的の部分では、目に見えて障害がわからない。今、ヘルプマークが徐々に広がっていますので、ヘルプマークをつけている当事者もいらっしゃいますけれども、目に見えない障害のある人、その中で療育手帳もいただけない、本当に何の支援も届かないという方が実際にはいらっしゃいます。

よく私どもの会員の中で「療育手帳が一番軽い区分だったら何も無いのよ」とお母さんの中でご不満じゃないけれども、手帳をただ持っているだけ、支援もなかなか届かないという悩みを持っている保護者もいらっしゃいます。

その中でやはり、さきほど資料 11 のところで「支援の必要な者」と書いてくださっていますけれども、表現の仕方はいろいろあると思いますけれども、確かに「支援の必要な方」、国からの、法律からの保護が何もいただけない方は、どこかで救っていないといけないのがこの条例だと私は思っています。

目に見えるような障害のある方はまだ声を発することもできますし、「ここをこうしてほしい。」と、委員がおっしゃったように「私はこう思うから、こうしてほしい。」と言える障害のある方はいいけれど、言えない当事者がいるということを含んでいただいて、この骨格たたき台考えていただきたいなと思っています。

もう少し広くということではなく、本当に支援が必要な方はいらっしゃいますので、その方々を何とかこの条例で救っていきたいというのがそもそものこの条例の意味でもあると思いますので、何とかよろしくをお願いします。

〔委員〕

委員おっしゃっていただいたように、最後のワーキング④でいろんな議論をしましたが、おそらく他の委員がおっしゃっている、基本的には障害を持っている方の差別解消に向けた法律の甘さを補完するための条例を作るとというのが皆さんの基本認識だと思います。

そのときに、資料 9 の 5 ページにある「法律における障害者の定義」ということですよ。障害者基本法では障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害」としており、この「その他の心身の機能障害」というのをどこまでの概念として私たちが認識するか、はっきり言って手帳を持っていない方にも使え

るというためにこれを作ったのですよね。

手帳というのは医学モデルですよね。医者が意見書を出して、医者の意見書が通らなかつたらサービスを受けられない、手帳をもらえない、私たちは医学モデルを否定しようとしている訳なので、医学モデルを超えるというときには、手帳を持っていない方にも「心身の機能障害」ということを認めて、その心身の機能障害と社会的障壁との間に起こっている社会的な問題について、差別というふうに考えていこうということなので、手帳を超えて、医学モデルを超えて、心身の機能障害を持っている方をどう捉えるかということで、差別解消法の中で私たちが対応できると思います。

そうすると、認知症は差別解消法の対象です。認知症というのは明らかに「年齢を問わずにすべての年齢の方の差別について問う」ということで入っていますので、当然認知症の方は差別解消の対応です。

ひきこもりの方も、皆さんご存知のように、医者も発達障害、精神障害にあてはまると言っている、医者があてはまらないと言っても、「心身の機能障害」ということを前提にしたら含まれると認識してもいいと思います。

児童養護の方も半数以上は知的障害の方で、ポーターの方も含めると多くの方がこの対象に入ってくると思います。LGBTもどこまで含めるかということはありませんけれども、私たちはもう少し医学モデルというところに捉われずに、障害の仲間としてしっかり差別の問題として捉えられる仲間を社会モデルの中できっちり踏まえて支援していくという認識と一緒に確認をしたと思うので、入っていけると思います。

私が、特に気になったのは、資料7の17ページの議論を踏まえた考え方の「相談員については、差別する側と差別される側との両者のバランスを見極められる人材が必要ではないか」、ここは誤解を生みそうな気がして、バランスというのは障害を持っている方の受けている差別の苦しみに対してあまりにバランスを欠いた表現だと思います。確かに差別をしているという側にもある種の理屈もあると思いますが、相談員については「差別をする側とされる側の認識の相違を踏まえて、必要な相互理解や支援、配慮を見極められる人材」というそれくらいの表現にしてほしい。つまりバランスというのは間をとったらいいというのはないので、表現を変更してほしい。

あと、委員のおっしゃっていただいた教育の内容はそのとおりで、教育のところ議論し

たつもりであるが、交流ではなく、共生であり、分離されたことを前提に議論した訳でないということが気になった。

「一人の不幸を見逃さない。」というのは議論したので、一人の排除も見逃さない、排除というのがきついのであれば、一人の孤立も見逃さないなどの表現にすればよいのではないか。

〔委員〕

今後の予定について、2月7日の第2回障害者差別解消支援地域協議会で解決の仕組み部分について意見聴取と書かれているので、その段階では、資料8の骨格たたき台の解決のための体制の部分は、これだと全然仕組みがどうなっているのかわからないのでこれは事務局で肉づけしていただけるのか。

例えば、地域相談員と専門相談員を置くと書いてありますが、何がどう違うのかというのがわからないし、それから例えばあっせんひとつとっても、申立ては誰ができるのか、調査のやり方、呼び出しの手続きとか、手続き規定が何も書かれていない。

相談とあっせんだけでなくではなくて、その間に助言とかするような想定イメージ図、参考資料1が出されているかと思いますが、要は、こういうことを考えているんだということちゃんと骨格のところにとり落としおかないと、2月7日の議論できないと思うのでここはお願いしたい。

解決の仕組みの部分では、細かな文言とかいろんなところで言うといっぱい手直ししないといけないじゃないかという部分あって、他のところにもこれはちょっとと思っておられる方がいらっしゃるかもしれないので、そういった意見をメールとかで聴取していただいて、反映していただくような期間を設けていただきたい。

〔障害福祉課長〕

2月7日の第2回障害者差別解消支援地域協議会、私ども当初考えておりましたのは、この分科会に提出した本日出しております関係部分をそのまま資料として提出させていただくと、あと、本日の分科会であった意見を報告させていただくというイメージでおりました。ただいま委員のご指摘の更に骨格そのものの肉づけということについては、2月

7日の期間までにおいて、事務局で独自に考えて、肉付けしていくというのは難しいかなと思っておりまして、その点、資料の限界というところで、なかなか議論ができないという意見が出ましたら、また次の協議会に向けて考えていきたいと思っております。

〔委員〕

資料 11 の基本理念や特に定義のところ、「障害者および支援の必要な者」という表現はやめましょう。「障害を基本とする支援の必要な者」としましょう。

資料 8 の「糸賀一雄氏らによる近江学園」というところの糸賀一雄氏という部分をとって、「近江学園における活動」という表現にしてはどうか。

■生きづらさについて

〔障害福祉課〕

(資料 9～資料 11 説明)

〔会長〕

ありがとうございます。委員、説明が途中でしたので改めて。繰り返していきましょう。

〔委員〕

そういう議論しました。そうした議論した後で思っているのは、「支援の必要な方」というのはあいまいで、例えば普通学校の教員と話をしていたら、支援の必要でない子どもはいないのではないかという、どの子どもも支援がいる。そう考えたら支援のいらぬ人間はいないのではないかということで、そこまでいくと、極限の議論になってしまいます。そうすると、対象の広がりが無限大になりますよね。

そこまでいってしまうと茫洋なるので、そこは今言ったように、資料 9 の 5 ページの障害者基本法の障害の定義の「その他の心身の機能障害」という、ここの部分の手帳を持っていらっしゃる方を踏まえてこういう表現をしてありますので、難病の方なども含めて、つらい思いをされている私たちの仲間を手帳持っていないなくてもきっちりと支援する、救済する対象として含めるような形でやっていく。

「障害を基本とした支援の必要な方」といったぐらいの表現の中で、これまでの議論を踏まえた支援ができたらと思った次第です。

〔会長〕

ありがとうございます。事務局の資料の中にも生きづらさに代わる表現として「支援の必要な者」等適当な表現がないかということで、支援が必要な者と決めつけているわけではないですね。

むしろご意見をくださいというだろうと思っております。そういった意味で委員、冒頭の議論に戻りますけれども再度法律家から見た考えというか、定義について考えてみたいのですが。

〔委員〕

だから定義はどうされるのかなというところに非常に興味を持って見ていたところですが、全ての差別は、社会的障壁から生じているので、「社会モデル」というところでの限定という部分は非常に難しくなってくる。

障害をベースにおいた形で対象を限定するというか、そうしないと限界が作れないのかなと思っているところです。

例えば、資料 11 の骨格のたたき台を法律家が普通に読むと、2 頁のローマ数字のⅢの部分は、支援の必要な人には適用されないとしか読めない。

では解決のための体制だけ利用できたらそれでいいかと思わなくもないけど、Ⅲの部分は、ひきこもりの人たちにとっても非常に大事な部分なので、そういう人たちにも適用されることを目指すのだったら、ここで中途半端な定義を入れるのは無理があるという気がしていて、委員がおっしゃったように、本来的には今の定義で手帳に限らずかなりの部分が入ってくるので、そのようなところで限界を区切ることが適切なのかなと思ってしまう。

ただ、そうなった時に資料 9 の 7 頁でひきこもり、認知症、児童養護、LGBT というのが例として挙がっていて、具体的な差別事例と言うのが 10 頁以降であり、11 頁を見ていただきたいのですが、社会的養護の必要な子どもの事例が、もし障害をベースに置い

てしまうと対象外になってしまうのか。その辺をどうするのか、別途ということで割り切ってしまうのも一つの考え方かと思います。

10 頁以降にある部分には基本的には、委員がおっしゃっているような、障害を基本としたということで全文対応できるような気はしています。

要するに別概念を障害者ともう一個置くと、そのもう一個の部分の定義の仕方に対応した形での配慮規定を置かないといけなくなるので、それはすごく大変なことで、ちょっと技術的に大変でイメージが浮かばないという気がしています。

〔委員〕

先ほど委員がおっしゃったこととも重なりますが、事務局が作られている資料 11 というのは、この前のワーキンググループの考え方に書かれているとおり、今回のたたき台でいうⅢの障害を理由とする差別の解消は、「支援の必要な者」は含まれないということですよね。

基本理念と相談と施策の推進の一部ということになるので、これもワーキンググループでも発言したが、一つの条例にした時に、いわばⅢの差別解消は障害者だけという、逆にぐっと狭まったという、障害者の差別解消はこの条例の中でやるけれども、それ以外の方は理念と相談だけという逆に支援の必要な人に差を設けてしまっているとの印象を与える可能性もあります。

その違いが浮き彫りにならないかなということが気になります。「支援の必要な者」を入れない方がいいということではなくて、支援の必要な者ということで広くとった時に、それらの人たちに関する合理的配慮を県民に求めるという定義の明確さができるかと言うと、難しいかなと思ったりします。

気持ちとしては出来るだけ、一人も排除されない滋賀県を作りたいと共感するのですが、具体的に書こうとすれば、障害者差別解消はこの条例ですけれども、それ以外の方は理念と啓発が中心ですと、逆に受け取る人も出てくるのかなと思います。

そこら辺の部分のそれぞれの条例の趣旨や思いを具体的な条例や仕組みに落としていくときの難点というか、まだ解決し得ていない部分がある。委員のご指摘とあわせて、またこの前のワーキングでの議論でも申し上げましたけれども残っている課題という感じがし

ます。

〔会長〕

ありがとうございます。私もこの前事務局説明を受けて同じことを思ったのですが、委員と論点は違いますが、その辺は見直し規定で、グレードアップしていけばよいのかと。

まずはおっしゃるように法律の補完部分を強調しつつ、そして他にも生きづらさを抱え、困っている人もいるというところをやっていく。その中で合理的配慮というものの経験値もまだまだ少ないですから、その障害者への合理的配慮の経験値が少ない中で一気に云々というのはどうかと私自身は思いました。

これは私の感想です。ご意見いただきたいと思います。

〔委員〕

皆さんのお話を聞いていて、滋賀の条例はすごいことを目指しているということはやっとな、不承不承納得できたというところですが、でも世界的にいろいろな差別や社会的障壁があって、今まで他の問題でも社会的障壁があったかもしれないけれど、社会モデルでという言葉は聞いたことがなかったです。

障害者の差別が出てきた時に、はじめて医療モデルから社会モデルに移行しましょうというのが出てきて、それから始まっていると思っています。

アメリカの人種差別から日本の女性差別などいろいろなことがあります。それを社会モデルと言われてしまうと、何も言えなくなってしまいます。やっぱりこの中の相談のところで、専門家だけでなく、社会モデルに理解のある人とか、障害の当事者も入れないといけないと私も思っています。

実は、一昨日くらいに夜中にベッドから落ちまして、全く寒い中で薄着の状態で、凍えていました。リモコンの鍵にしているので私しか鍵が開けられずどうやって開けようかと、どうやって起き上がろうかと、どうしたらよいのかということが4時間、5時間。心身共にエネルギーを使い果たし、幸い携帯が手元にあったので何とかなりました。

それを分かってくれたのはヘルパーではなく、足を痛めた工務店のおじさんでした。しょっちゅう足が痛くなって救急車で運ばれる方ですけれども、精神的にもすごく助けてく

いただきました。いくら近い人でも当事者の気持ちを、同じ背景を持っている人の方がより分かると思います。

持っていない人は、全く分からないとは言いませんが、同じ背景を持っている人、同じ苦しみを持っている人が絶対に相談者の資質に必要だと思います。でもそれは障害を持っていれば誰でもいいということではなく、昔に自立支援法が出来た時に「相談支援を置きましょう」ということで誰でも彼でも置きまくった経験があります。育成も必要だと思います。

〔委員〕

さっき委員から手帳がないという話がありました。委員からも話がありましたが、LGBTのTのトランスジェンダーは性同一性障害という医学的病名であるという理解をしていて、障害者基本法でも、障害者差別解消法でも広く対象範囲となっているのではないかと私は考えています。

今ここで議論されている障害ということにLGBTのトランスジェンダーの性同一性障害が含まれているという前提で議論が進んでいるのか、それはやっぱり別ものだといいところで議論されているのかということが気になって、私は医学的病名があることは明らかですし、その人の心身の性別が逆転しているということであれば、障害者基本法と障害者差別解消法でも広く対象となっていると考えて、これは含むという前提で議論を進めた方がいいのではないかといいことを改めて申し上げたいということが一点。

それから先ほど前段の議論の条例で法を補完するということは、その部分に着目してぜひ議論を進めていきたいと思っていて、今日配布された資料4の3頁にA～Fというのは私の意見としてまとめたものが載っていて、条例で補完するというのがA～Fである種、条例の中で、補完されるような内容にしていきたいと、事務局から求められメモとして提出したものです。この項目だけは網羅できるような内容としてほしいということでの二点です。

〔会長〕

ありがとうございます。非常に分かりやすい整理をしていただいています。どうぞ。あ

と5分位で、次に手話言語にいきますので。

〔委員〕

ジェンダーの人も我々も現場で一緒にやっていて、対象になるというのは十分にあると思います。

ただ、特性があって、カミングアウトをどこまでされて、どこまでそれに取り組むかという点で、例えばトイレのどちらを使うかとか、いろんな合理的配慮の質が、今までに経験のないことで、必ずしも当事者に満足してもらえなかったという経緯があります。

先ほどの委員の発言も含めて、要支援者という支援を求めている人達を含んだらどうかという中で、生きづらさという部分で、私は障害者なので合理的配慮が必要ですがけれども、生きづらいということはない。自分を表現して生きづらいとは思っていない。そういう意味で、生きづらさという響きの中の柔らかさというか、自分の感性に合わないということがあって、要支援者という言葉が出てきたと思う。

そして、委員の発言では、弁護士の方からこれを法律でどう規定していくのかと言われると僕は答えることができないが、でも現場でやってきていた時には、現実的に相談を受けた時の僕らのルールというか戒めないといけないというルールがあると思う。例えばたらいまわしにしないとか、基本的に今の福祉の専門家の人たちもアウトリーチという考え方があるのですね。結局、本人が望んで相談に来なくても、支援を拒否したとしてもやはりアプローチしていく必要があるのではないかとこのところまで社会福祉の人は熟成していくということだと思います。

そこがあいまいだからと言って、そこを法律などに基づいて専門的な領域に引っ張られていくために条例がある訳ではないです。相手と同じ土俵で、話し合いをするためにこの条例がほしいです。まず対等に話す、そんなことでいいのですかと言ったときに自分の立場などで排除されないで、この件については一緒に話し合うという、そのスタートの土俵を作るとのこと。その先には争うとかいうことがありますが、それはあまり強調せずに、最終的には裁判で争うこともあるかもしれないが、それ以前の問題として、この条例が、今滋賀県下にある差別の具体的な問題に対して、威力を発揮していけるのかどうかということではないかと思っています。

〔会長〕

ありがとうございます。時間の関係もありますので、一言でお願いします。

〔委員〕

委員がおっしゃったたらいまわしにしないとか、解決の仕組みのところを落とし込まないといけないということで、そういうことを含めてしっかりと入れ込んでいかないと解決できないからちゃんと規定していきましょうということ。

あと委員がおっしゃったEとかFの合理的配慮の事例であるとか収集したりフィードバックして、条例の徹底とかやりましょうというのはまさに3年の見直しとか、毎年きっちり検証しましょうという仕組みと同じであるから、そこはしっかり展開していると私は理解しました。

〔会長〕

はい、ルールを作りましょうということですね。

〔委員〕

生きづらさというか支援を必要とする者ということで、ワーキングやっていただいて、なぜというところで委員が今おっしゃったことで、この条例が実際に具体的な差別事象と戦うときの道具であるべきということは十分にそう思います。合理的配慮の足りない部分を制度的に補っていくというそんなことだと思います。

ただ、そこを「支援の必要とする者」へ広げたからといって、そこが弱まったり薄まったりという解釈は私にはなく、むしろそもそも諮問されている、この分科会ができてなぜ滋賀県が諮問したかということと言うと、共生社会がどうあるべきか、滋賀県は何を目指しているのか、ということがあるから、要は「一人の不幸も見逃さない」という、不幸をどうするかということはあるが、排除されている人が沢山いるんだという、孤立、言い方は別にして、排除されている人が沢山いるということは、この前ワーキングをして委員も私も現場の人間ですから、ひきこもりだからだとか、刑務所出てきたからだとか、知的障

害だからと判定されていないからだとか、ということで現場は排除していない。

しかし、社会の中ではそうはなっていない。なぜひきこもるのか、地域から身を隠さないといけない、隠れた途端に、要は個人の問題となって、個人の能力で相談に行けるのかとか、家族が行けるのかとか、周囲が気づく、自助も共助もない人が埋もれてしまって、結局は地域から排除されているという実態があるということを皆さんご存知な訳ですよ。

だから、その部分と先ほどのおっしゃっていた具体的な差別事象に対して、解決していくための具体的な条例という部分が薄まらないようにというところで言うと、前文と基本理念でしっかりと押さえておくということが、滋賀にとっての共生社会づくりというところの意思表示だと思っています。

また、戦う道具ということと同時に、アンケートにもありましたが県民の7割の人が初めて聞いた、ほとんど知らない。結局一部の人の条例ということで、ただあるということではなくて、生きづらさの実態調査を読ませてもらって、「認知症になって、ああなつてまで生きたくない」、「やっぱり養護施設の出身か」とか、そういう言葉が生まれてしまっているということであると、ひきこもりは怠けであるとか、育て方がちょっとだとか、ちゃんとした理解を求めていくことが今本当に必要なことであって、私は啓発だとか、理解ということはこの条例で県として発信できる、この条例を作ることが市町村に対して作ったことの意味合いを発信していくことになるから、圏域での相談員ができて、連動していくことにつながると思っておりますので、その部分では滋賀県としてこういう共生社会づくりのところを前文にきちんと落とし込んでいくことに意味があるんじゃないかと思っております。

【会長】

はい、ありがとうございました。今いただいたそれぞれのご意見は本当に貴重な意見だと思いますので、事務局で更なる修正案を作っていただいて次の分科会にご提案いただくということをお願いしたいと思っております。皆さんそれでよろしく申し上げます。委員も事務局修正にあわせて事務局の方にも意見を言っていただければと思います。

■手話言語のあり方について

〔会長〕

次に手話条例のあり方について、先ほど委員からも意見ありましたが、皆さん方からもフリーにこうあるべきという意見をいただければと思います。

〔委員〕

これまでみなさんの様々な意見を聞いて、特に委員の話にあったとおり、私は生まれた時には聞こえておりましたが、3歳のときに失聴しました。今は手話に誇りをもって、コミュニケーションをしております。

いつも言っていることは手話は命であるということです。女性には失礼かもしれませんが、命の次が髪ですが、聴こえない人にとっては命の次に大切なのが手話となります。手話通訳士の会報の中に、または日本聴力障害者新聞の中にも挨拶文を書いています。

実際にあった話で、父と娘の二人暮らしで、父は聴こえない人で娘は聴こえるご家族で、いつも正月になると普通ならば親族が集まって楽しい正月を迎えるところなのですが、父親は違いました。父親は日本語を話せず手話しかできないですし、娘は父親の影響で手話ができるが、いつも親子で寂しい正月を過ごしていた訳です。それが突然、親族などが正月に集まるようになりました。ようやく正月らしい生活を送れて父親は感動されました。なぜ突然、手話を理解して父親のところに親族が集まったのかと聞くと、手話ができないが、筆談や身振り手振りのコミュニケーションを通して正月を迎えることができた。3か月後にその父親は亡くなってしまいましたが、なぜ集まることのできたのかというとその地域に手話言語条例ができたことが大きなきっかけになりました。条例ができたことによって聴覚障害者に対する見方、手話に対する見方が変わっていった、父親をほっておくことができないということで親族が一気に理解して、娘も手話通訳士を目指したいということで今チャレンジをされています。娘は平成生まれですが、そういう若い人も手話言語条例ができたことによって楽しい正月や娘の将来が変わってきたということです。

私も3年前に事故があつて左小指と右手を骨折しました。そうすると私自身は声が発声できないので相手に伝えられないし、手も使えないという中で入院をしました。医師や看護師と通じることができなかつた。そういう経験を踏まえてやはり思うと、障害者基本法の改正前に実は名古屋で、地方裁判所で一つの判決があつたのですが、聴こえないある女

性が交通事故によって両手に後遺症が残ってしまいました。その方も発声ができない方で、言語障害ではないですが、社会モデルの考え方を持ってくると両手も使えないということで生命保険会社に医師の診断書を提出しても生命保険会社に認められなかった。声も出せないし、筆談もできないということで保険がおりなかったということで提訴をしました。結局は裁判で勝ち取ることができました。

そのようなニーズの流れがありまして、今の議論を受けますと、生きづらさの問題についても、差別の問題についても、やはり目線が違うなと思います。

専門分科会委員の中で手話ができるのは私だけです。傍聴人で一人聴こえない者もいますが、通訳がいないと私たちは参加することができません。はがゆい思いを持っています。

全く別の話になりますが、一つだけ情報として話をしたいと思います。国連で、外務省から報告をもらっていますが、どのような内容かと言いますと、今年9月23日から、手話言語の国際デーが始まるということが可決されました。これは昨年12月の国連総会で話し合われた結果、提案して採決されたものです。これから毎年9月23日は国際的に手話言語デーが始まります。

先ほども言いましたが、手話言語条例のたたき台をぜひ出していただきたいと思ひますし、内容についてはこの黄色のファイルの中にも全国の条例があります。ファイルの中にはあまり多くはないですが、更にできてきています。他県まで含めると本当にたくさんの条例ができています。それを参考にすれば条例のたたき台をつくることは簡単なものだと思います。滋賀らしさも含めて今後検討いただきたいと思ひます。

【会長】

ありがとうございます。今の意見に対して回答というよりも、なかなか本質的な意味合いがありますので、事務局においても考えてもらう必要があると思ひますが、要は、今検討しているこの条例の中に手話言語条例の内容を入れるのか、単独で作るのかということでの審議会の意見として県に提案するのか、その辺の2つの方法案だと思ひます。

そういう意味で先ほどの資料11の骨格たたき台を修正とあわせて、ご意見等をいただきたいと思ひますし、改めて次の3月26日の分科会で議論するために、それまでに委員

の方にも意見をいただきながら、次の分科会で方向性を決めると。そこで議論するのではなくて皆さんの意見を提示していただいて、その中で決めていくという方向が、スピード感のある方向ではないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

〔委員〕

手話言語に関して、これまで分科会で2回発言をしております、私の意見はそれで申し述べたと思っていますが、手話はとても大事なものだと思っているということが前提で、例えば筆談とか、点字とか、それから指点字とか、自閉症の人のブレインコードとかですね、様々な言語というか、意志疎通のあり方、コミュニケーションのあり方があり、手話ももちろん大事ですが、それぞれ利用されている方にとってみると大事なものであろうと思っています。

なので、例えば県の執行部からその中で手話だけを取り出して条例にしていく、例えば県議会の議員提案みたいなことであれば手話に特化した条例を議員さんがご提案されるということは確かにあると思いますが、県執行部としてこれを条例に落とし込んでいくという場合、今のようなことが、意志疎通、コミュニケーションにはいろいろとあるということとか、実際に聴覚に障害のお持ちの方で手話を使っていない方が何人くらいいらっしゃるのかということも含めて考えれば、前回もお話しをしましたが、ろうあ連盟さんを含む6団体で構成される聴覚障害者制度改革中央本部があって、そこで取り上げていらっしゃるの情報は情報・コミュニケーション法ということをご提案されているということは、おそらくいろんなコミュニケーションがあるんだ、いろんな意志疎通手段があるんだということに着目をしてみんなで行こうという感じが情報・コミュニケーションにはあるのではないんかと思うので、こう言うと、手話に非常にネガティブなんですかと誤解されがちなのですが、そうではなくて、手話が使えない人たちがいらっしゃったとして、それで筆談や指点字やコミュニケーション・意志疎通支援をもって社会でコミュニケーションされている方に対して私たちは、そういう方がいらっしゃるという中で、手話も大事、でも指点字も大事っていうメッセージを出していく必要があるのではないかということをごこれまで申し上げてきました。

これで同じ意見3回目なので、私はこれ以上の意見はないですが、皆さんの意見と違う

のであればまたディスカッションしたいと思います。県の執行部が、いろんな意志疎通支援があるにも関わらず、ここだけを取り出してやるのが、議員立法であればいいと思いますが、そんなことを思っています。いろいろお叱りを受けるのはよくわかっていますが。

〔委員〕

県がやりにくいかどうかということに気にする必要はない。それが問題でこれが先送り、先送りになっているというそうではない。

〔委員〕

県を気にしている訳ではないです。

〔委員〕

大きな流れから言うと反対しているのは委員だけだと思う。

〔委員〕

反対というよりも手話を含めた色んな意志疎通支援を大事にした方がいいということも言っているまでで、反対とはちょっと違います。

〔会長〕

いずれにしても最後に委員の発言で終わりにしたいと思います。

〔委員〕

委員の意見に対して反論を申し上げたいと思いますが、別の機会に皆さんに文書をお渡ししたいと思います。議員提案の話ですが、このような分科会でのレベルではないと思います。以上です。

〔会長〕

ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、また事務局のほうから照会いただ

きまして、委員は3回目なので必要ないかもしれませんが、それぞれのご意見をいただいて議論を深めて、要は審議会の中での意見をどういう風に考えるかということだと思いますので、皆さんそれぞれご意見をよろしくお願いします。

本日は時間も超過して申し訳ございません。冒頭に申し上げました熱い議論ができたと思います。ありがとうございました。では事務局にお返しします。

〔司会〕

本日は、委員の皆様から大変貴重な御意見をたまわり誠にありがとうございました。

皆様からの御意見、趣旨を踏まえまして、今後の条例検討を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。次回の分科会については平成30年3月26日10:00～12:00を予定しております。ご出席いただきますようお願いします。以上を持ちまして、本日の分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。